

# 事業継続計画（BCP）委員会規程

## （設置）

第1条 社会福祉法人 旭川育成会 指定障害者支援施設やすらぎ園に事業継続計画（BCP）委員会（以下「委員会」という）を設置する。

## （目的）

第2条 この委員会は①利用者の健康、身体、生命を守る ②避難経路の確保 ③人命安全のルール策定と徹底に関して事業継続を円滑に推進することを目的とする。

## （構成）

第3条 この委員会の構成は次のとおりとする

- |          |             |
|----------|-------------|
| (1) 委員長  | 施設長         |
| (2) 副委員長 | 事務長         |
| (3) 委員   | 生活課長        |
| (4) 委員   | リハビリテーション課長 |
| (5) 委員   | サービス管理者     |
| (6) 委員   | 介護主任        |
| (7) 委員   | 看護師         |
| (8) 委員   | 介護職員        |
| (9) 委員   | 管理栄養士       |
| (10) 委員  | 庶務          |

## （職務）

第4条 委員の職務は次の通りとする

- (1) 委員長は本規定を基に委員会を統括し、法人全体の責任者を務める
- (2) 委員長は委員会を代表し、会の議長を務める
- (3) 副委員長は委員長を補佐する
- (4) 各委員は討議事項について意見・提案等を行う

## （任期）

第5条 (1)この委員会の委員の任期は1年とし、再任を妨げない  
(2)委員に欠員が生じたときは、速やかに補充する。補充委員の任期は前任者の

残任期間とする。

(開催)

第6条 委員会は1年に1回以上開催する他  
必要に応じてその都度委員長が招集する。

(付議事項)

第7条 委員会は次の付議事項を行うものとする。  
(1) 事業継続の基本となるべき対策に関すること。

付則

この規定は令和5年10月1日から実施する。

この規定は令和6年8月22日から実施する

この規定は令和7年2月26日から実施する